

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報政策課
委 託 業 務 名	内部情報システム IaaS 移行業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 4 号
概 要	サーバー機器等のリース期間が満了となるため、本市が運営するデータセンターの IaaS 環境へと内部情報システムを移行する。
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
契 約 金 額	1 1 3, 9 6 7, 8 1 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は内部情報システムパッケージの開発元業者であり、パッケージ部分のプログラムのソース等については公開されておらず、当該業務に対応することができる唯一の業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。